

看護職の負担軽減および処遇改善に関する取り組み事項

当院では看護職員の負担軽減および処遇改善に資することを目的として計画を策定し、これに基づき以下の取り組みをしております。患者さん、ご家族の皆さんにも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目的 当院では、看護職の負担軽減および処遇改善に資することを目的とする計画を策定し、これに基づき取り組みを実施する

- 目標 1 看護職員がやりがいをもって働き続けられる事を目指している
2 看護職員が一人ひとり処遇改善に取り組むことができる

体制 1 看護職員の負担軽減および処遇改善に関する責任者
看護部長 水野たつ子

2 看護職員の勤務状況の管理

(1) 勤務時間 週36.25時間 連続勤務5日以内

(2) 勤務状況 入職・退職の比率

有給取得率・時間外勤務時間の把握

(3) 夜勤に係る配慮

当直明けの翌日は原則休み・11時間以上の

勤務間隔の確保

(勤務調整が不可能時は再調整を試みる)

夜勤時間は16時間 うち2時間休憩

(仮眠も含む)

(4) 各部署の業量の調査

3 具体的な取り組み内容

(1) 業務量の調整

(2) 看護職員と多職種との業務分担

(3) 看護補助者の配置

(4) 短時間正規雇用職員の活用

(5) 多様な勤務形態の導入

(6) 妊娠・子育て・介護中の看護職員に対する配慮

他部署への配置転換配慮

(7) 夜勤の減免制度・半日勤務・半日休暇制度

4 多職種からなる役割分担推進のための委員会開催および計画策定や年間の見直しを職員に周知する

*委員会開催 年度開始開催とする(前年度の振り返り)

*取り組み事項の評価 年2回(10月・3月)とする

項目		具体的な取り組み
負担の軽減	① 夜勤看護師の増員	○看護師・ヘルパーの増員に向け人材紹介会社や求人サイト等を活用し採用活動を強化 ○夜勤可能な看護師の採用 ○夜勤専従者の導入
	② 看護職員の勤務状況を把握する	○勤続時間 37.2時間/週 ○日勤連続5日以内 ○2交代制による配慮 →11時間以上の勤務間隔をあける ○勤務連続回数 →2回目まで ○有給休暇所得の推奨、確認
	③ 看護基準・看護手順の見直し及び再作成	○主任会議にて各病棟で使用中の各種マニュアルについて修正案(追加・削除項目等)を検討 →完成後は各病棟のファイルを更新
	④ 派遣職員(ヘルパー)を含めた院内教育の実施	○院内教育に派遣職員(ヘルパー)の教育計画を実施(車イス移乗、おむつ交換、入浴介助、食事介助等) →基本的補助動作を指導
	⑤ 入退院調整担当者師長を任命	○病床の有効活用及び入院患者増加に向け転棟を速やかに実施 ○他職種(ケアマネ等)との連携を強化し、介護医療院へのスムーズな入所・退所を目指す →介護医療院への入所基準を師長会議にて検討、役員会議にて承認を得る
	⑥ 本館3階東病棟(3東)付 ディスチャージ看護師の育成	○ディスチャージ看護師を役付(主任昇格)とし、主治医と主体的に意見交換、活動できるようにすることにより、入退院・転棟を円滑化し病床の有効活用を図る
処遇の改善	全職員 処遇改善	○令和6年6月より、ベースアップ評価料の算定を計画 ○上記算定開始後、看護職員を含む全職員に対し処遇改善手当を支給
	ヘルパー 介護福祉士の資格手当・昇給	○介護福祉士は国家資格であることから、令和6年7月より資格手当を増額する